令和６年度朝倉市こども計画（仮称）策定業務

公募型プロポーザル実施要領

朝倉市

１　業務の目的

本業務は、こども基本法に基づく市町村こども計画、子ども・子育て支援法に基づく第３期朝倉市子ども・子育て支援事業計画、子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく子どもの貧困対策計画及び子ども・若者育成支援推進法に基づく子ども・若者計画を一体のものとした「朝倉市こども計画（仮称）」を策定することを目的とする。

２　事業概要

（１）業務名　　朝倉市こども計画（仮称）策定業務

（２）業務内容　別紙仕様書の通り

（３）履行場所　朝倉市の指定場所及び受注者の作業場所

（４）履行期間　契約締結の日から令和７年３月３１日

（５）契約限度額　４，６２７，０００円（消費税及び地方消費税の額を含む）

３　参加資格要件

本プロポーザルに応募できる者は、次に掲げる要件をすべて満たすこととする。

なお、申請書が受理されている場合でも、要件のいずれかを満たしていないことが判明した場合、要件を満たすまで、有資格者としては取り扱わないこととする。

（１）　地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当する者でないこと。

（２）　朝倉市又はほかの地方公共団体において指名競争入札参加資格を有する場合、指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。また、指名の停止を受けたが、すでにその停止期間を経過していること。

（３）　朝倉市暴力団排除条例（平成２４年１０月３日条例第３４号）第２条に規定する暴力団及び暴力団員又は暴力団員等に該当する者でないこと。

（４）　会社更生法（平成１４年法律第１５４号）の規定に基づく更生手続き開始の申し立てまたは民事再生法（平成１４年法律第２２５号）の規定に基づく再生手続き開始の申し立てがなされていないこと。

（５）　本業務を遂行するために必要とされる業務経験等を有したものを派遣させることができる者であること。

（６）　国税及び地方税を滞納していない者であること。

（７）　過去５年間（令和元年年４月１日から令和６年３月３１日までの間）において、国の機関又は地方公共団体が発注する子ども・子育て支援事業計画策定業務及び子どもの貧困対策計画策定業務並びに子ども・若者計画策定業務を完了した実績を有すること。ただし、計画策定の実績であり、アンケート調査、印刷など業務の一部のみの実績は認めない。

４　提案書提出までの手続き等

（１）担当部署及び問い合わせ先

保健福祉部子ども未来課子育て支援係　担当　田中

所在地〒８３８－８６０１朝倉市菩提寺４１２番地２

電話０９４６－２８－７５６８（直通）　ＦＡＸ０９４６－２２－１１８５

電子メール　ｋｏｄｏｍｏ＠ｃｉｔｙ．ａｓａｋｕｒａ．ｌｇ．ｊｐ

（執務時間　土、日、祝日を除く午前８時３０分から午後５時１５分まで）

（２）参加表明書の提出

１）提出書類　参加表明書（様式第１号）

２）受付期間　令和６年４月２５日（木）から令和６年５月１４日（火）

午後５時００分まで（必着）

３）提出方法　担当部署へ電子メールで提出すること。

（３）質問及び回答

１）受付期間　令和６年４月２５日（木）から令和６年５月１４日（火）

　午後５時００分まで（必着）

２）提出方法　担当部署に電子メールにて提出すること（様式自由）。

３）回答期限　令和６年５月１６日（木）

４）回答方法　電子メールにより随時回答する。質問内容が応募者独自の提案に関わると判断されるものは、当該応募者のみに、それ以外はすべての応募者に回答する。

（４）提案資料等の提出について

１）提出物

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 提出書類名 | 部数 | 備考 |
| １ | 会社概要（様式第２号） | 正本１部  副本９部 |  |
| ２ | 業務実績調書（様式第３号） |  |
| ３ | 企画提案書 | 任意様式。用紙は、Ａ４又はＡ３。調査に基づいた計画策定のイメージができるもの。 |
| ４ | 業務工程表 | 任意様式 |
| ５ | 参考見積書及び内訳書 | 任意様式 |

２）提出部数　上記のとおり。

３）提 出 先　保健福祉部子ども未来課子育て支援係　担当　田中

４）提出期限　令和６年５月２３日（木）午後５時まで

５）提出方法　持参又は郵送（郵送の場合は書留郵便とし、受付期間の最終日までに必着とする）

６）辞退する場合　参加意思表明書を提出した後、参加を辞退する場合は、参加辞退届（様式第４号）を担当部署へ持参又は郵送で提出すること。

５スケジュール

|  |  |
| --- | --- |
| 実施内容 | 期日等 |
| 参加表明書受付期間 | 令和６年　４月２５日（木）～  令和６年　５月１４日（火）【午後５時００分必着】 |
| 質問の受付期間 | 令和６年　４月２５日（木）～  令和６年　５月１４日（火）【午後５時００分必着】 |
| 質問の回答期限 | 令和６年　５月１６日（木）まで |
| 提案資料等の提出期間 | 令和６年　５月１７日（金）～  令和６年　５月２３日（木）【午後５時００分必着】 |
| 提案資料等の事前審査 （参加業者５者以上の場合） | 令和６年　５月２４日（金）～  令和６年　５月２７日（月） |
| 事前審査結果通知  （参加業者５者以上の場合） | 令和６年　５月２８日（火） |
| プレゼンテーション実施日 | 令和６年　５月３１日（金） |
| 審査結果通知 | 令和６年　６月　３日（月） |

６審査の手続き及び受託候補者の特定

（１）企画提案書等の審査

１）審査方法

ア　事前審査

参加希望者が５者以上の場合は、朝倉市こども計画（仮称）策定等業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において事前審査を行う。

　　審査期間は、令和６年５月２４日（金）～令和６年５月２７日（月）

　　審査結果を令和６年５月２８日（火）までに連絡する。

イ　プレゼンテーション審査

　　　事前審査により選定された４社において、プレゼンテーション及びヒアリングを実施し、選定委員会が審査を行う。

プレゼンテーション実施日　令和６年５月３１日（金）

※詳細は、別途連絡。

ウ　審査は、次に掲げる評価項目並びに評価のポイントにより実施する。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 評価項目 | | 評価のポイント |
| １　業務の実績及び体制について | | |
|  | 事業実績 | ・過去５年間に同様な計画策定業務の実績が十分にあるか |
|  | 業務の実施体制 | ・技術者の適切な配置、明確な担当業務分担等により業務を円滑かつ着実に遂行できる体制がとられているか。 |
| ２　業務の実施方針及び内容について | | |
|  | 具体的な企画提案 | ・仕様書の各業務について、より詳細で具体的な内容を提案しているか |
|  | 実施方法・提案 | ・業務の実施方針や実施手法などに関する提案趣旨は適切か |
| ・調査を踏まえた計画策定が見込めるか |
| ・仕様書に具体的に示された事項以外に、本市の状況を踏まえた有益な提案があり、実施可能か。 |
|  | 業務の理解度 | ・国の動向をよく把握し、本業務の目的及び内容を十分に理解できているか |
|  | スケジュール | ・計画的な工程が組まれているか |
| ３　プレゼンテーションについて | | |
|  | プレゼンテーション | ・提案内容の説明が分かりやすく、質問に対する応答が明確であるか。 |
| ４　見積額 | | |
|  | 令和６年度の履行期間の委託料の総額（消費税及び地方消費税を含む） | ・提案上限額に対し、８０～１００％の範囲で５％ごとに２点を加点。  ・提案内容に見合う見積金額となっているか。 |

（２）審査の方法、契約候補者の選定

選定委員会において、別に定める審査項目に基づき、提出書類の内容、プレゼンテーション及び質疑応答により審査し、第一優先受託候補者及び次点者を選定する。第一優先受託候補者と契約協議が整った場合は、随意契約により委託契約を締結する。なお、第一優先受託候補者が契約を辞退した場合、もしくは参加資格要件を満たさなくなった場合は、次点者を第二優先受託候補者に選定し、協議の上、随意契約により委託契約を締結する。

７その他の留意事項

（１）契約手続　　審査結果をもとに選定された受託候補者と業務委託契約の仕様等について協議・調整を行い、随意契約を締結する。

（２）失格要件　　応募者が参加表明書を提出した日から契約締結の日までに、次のいずれかに該当した場合は、失格となることがあるので留意すること。

１）提案書等に虚偽の記載があることが発覚したとき。

２）市から指名停止処分を受けたとき。

３）本プロポーザル実施要項に示す条件に適合しない場合。

４）提出書類に記載すべき事項が記載されていない場合。

５）会社更生法に基づく更生手続きの開始の申立て及び民事再生法に基づく再生手続き開始の申立て等がなされたとき。

６）担当課の職員に連絡を求めるなど、公平性を害する行為があったと認められたとき。

７）その他本プロポーザル実施要項に違反すると認められた場合。

（３）提出された書類全ての作成、提出にかかる費用は、応募者の負担とする。

（４）原則、書類提出後の内容の変更は認めない。

（５）提出された書類は、返却しない。

（６）提出された書類は、本プロポーザルに係る審査目的の範囲内で複製することがある。

（７）応募者は、審査結果に異議を申し立てることができない。